

令和5年度第1回宮城県感染症診査協議会 議事録

日 時:令和5年5月26日(金)午後4時から午後4時30分まで

場 所:宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

出席委員:5名(三木祐委員, 児玉栄一委員, 神垣太郎委員, 石田憲司委員,
石井正委員(WEB 参加))

欠席委員:1名(残間由美子委員)

| | |
|----|---|
| 司会 | <p>本日はお忙しい中、「宮城県感染症診査協議会」に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただ今から「宮城県感染症診査協議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、事務局から2点ほど御報告申し上げます。本日の感染症診査協議会は、4名の委員の皆様、こちらの会場にお越しいただいております。石井 正委員におかれましては、本日はWEB 会議システムで御出席いただいております。また、残間 由美子委員におかれましては、本日は所用のため欠席されるとの御連絡をいただいております。</p> <p>次に2点目、本協議会の成立について御報告申し上げます。本協議会は、感染症診査協議会条例第6条第2項の規定により「医師である委員のうちから二人以上が出席し、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから一人以上が出席しなければ開くことができない。」とされております。本日は、医師である委員4名、法律に関し学識経験を有する委員1名の計5名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、本協議会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>次に資料の御確認をお願いいたします。順番に次第・出席者名簿・議案書のほか資料1から資料3、別紙「新型コロナウイルス感染症の発生状況と5類移行後の取扱いについて」、「宮城県感染症発生動向調査情報 第20週分」及び参考資料をお配りしております。本日の協議会の議事等につきましては、お手元の次第に記載のとおりでございます。参考資料集には、関係法令等を記載しております。</p> <p>続きまして、次第2の「委嘱状の交付」を行います。なお、本日 WEB にて御出席いただいております。石井 正委員につきましては、後日、委嘱状を別途交付させていただきます。</p> <p>(※ 三木委員、児玉委員、神垣委員、石田委員に西條所長から委嘱状交付)</p> <p>続きまして、県側の職員を紹介いたします。</p> <p>宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜保健所長 西條 尚男 です。宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課長 赤間 正行 です。同じく、疾病・感染症対策課技術副参事兼総括課長補佐 築場 玲子 です。以下、お手元の名簿のとおりです。</p> |
|----|---|

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、新しく就任された委員もいらっしゃいますので、議事に入ります前に、事務局から宮城県感染症診査協議会について簡単に御説明いたします。</p> <p>事務局の宮城県塩釜保健所の鶴若でございます。失礼ですが、着座にて御説明申し上げます。</p> <p>それでは、資料1「宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について」を御覧ください。1ページ目に、職務内容、委員構成、報酬、開催回数などを記載しております。</p> <p>「1 職務内容」ですが、感染症発生時の就業制限、入院勧告、入院期間の延長等に関して必要な審議をしていただくこととなっております。</p> <p>また、「4 会議の運営」に記載しておりますように、本協議会は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者の発生により審議を必要とした際に開催いたします。</p> <p>なお、二類感染症の一つであります結核に関しましては、本協議会の部会として設置されております結核診査部会において審議していただきます。具体的な開催フローにつきましては、5ページ目を御覧ください。一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の診断後、医療機関の最寄りの保健所が発生届を受理し、患者所在地の保健所が入院勧告を行います。協議会には事後報告を行うこととなります。</p> <p>また、入院が72時間を超える場合は、入院の延長に関して、本協議会の御意見を聴くこととなっております。入院勧告にはならない三類感染症を含めまして、就業制限を行う感染症につきましては、あらかじめ協議会の御意見を伺うこととされております。緊急を要する場合は、就業制限実施後に事後報告をさせていただきます。以上でございます。</p> |
| 司会 | <p>本協議会は、感染症診査協議会条例第6条により、会長が議長となり進行することとされております。会長が選任されるまでの間、暫時、事務局の塩釜保健所 西條所長が進行を務めさせていただきます。</p> |
| 所長 | <p>それでは、暫時進行を務めさせていただきます。西條でございます。本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。改めて御礼申し上げます。</p> <p>それでは、議事の前に、本日の議事録署名委員2名を選出したいと思います。特に発言がございませんでしたら、こちらから御指名してよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p>【発言なし】</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>所長</p> | <p>それでは、異議がないということですので、児玉委員と神垣委員に議事録署名委員をお願いしたいと存じますが、御承諾いただけますでしょうか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>所長</p> | <p>ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。 それでは、議事に入ります。 第1号議案「宮城県感染症診査協議会の公開・非公開について」事務局から説明いたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、御説明させていただきます。お手元の参考資料8ページから9ページにございます「情報公開条例」を御覧ください。県の附属機関である審議会につきましては、県の情報公開条例第19条により原則公開するものと定められております。</p> <p>ただし、例外として、特定の個人が識別され公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがある情報などの「不開示情報」を含む事項を審議する場合であって、委員の3分の2以上の多数をもって決定したときは、非公開で開催することができるとされております。事務局といたしましては、本協議会は原則公開といたしますが、本協議会に付議する感染症患者の発生による就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長、医療に必要な公費負担に関する議事につきましては、個人情報などの不開示情報を含む事項を審議する場合には非公開としたいと考えております。</p> <p>また、多くの個人情報を取り扱う結核診査部会につきましても同様に非公開とすることを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。</p> |
| <p>所長</p> | <p>ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様方から何か御意見・御質問等はございますでしょうか。ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【質疑等なし】</p> |
| <p>所長</p> | <p>御意見がないようでございますので、よろしければ拍手で御承認いただきたいと思います。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【拍手】</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>所長</p> | <p>ありがとうございました。賛成多数ということでございますので、本協議会は原則公開とし、感染症の患者の医療等、不開示情報を含む事項を審議する場合には非公開といたします。</p> <p>また、結核診査部会においても同様といたします。</p> <p>次に第2号議案「宮城県感染症診査協議会会長の選任について」でございます。会長の選任につきましては、感染症診査協議会条例第5条により委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>委員の皆様、御意見がございましたらお願いいたします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【発言なし】</p> |
| <p>所長</p> | <p>御意見がないようでございますので、事務局一任とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>所長</p> | <p>それでは、事務局案でございますでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>事務局といたしましては、前会長であります三木委員に引き続き会長をお引き受けいただければと考えております。</p> |
| <p>所長</p> | <p>ただ今、事務局から三木委員を会長にとの提案がございましたが、委員の皆様いかがでございますでしょうか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>所長</p> | <p>それでは、御異議なしということでございますので、拍手で御承認いただければと思います。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【拍手】</p> |
| <p>所長</p> | <p>ありがとうございます。賛成多数ということでございますので、三木委員におかれましては会長をお引き受けくださるようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、会長が選任されましたので、三木会長におかれましては、御挨拶を頂戴しますとともに、ここからの議事進行をお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしく願いいたします</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>ただいま、皆様から御承認いただきまして、会長に就任しました仙台医療センターの三木でございます。</p> <p>この会は、事務局より説明がありましたが、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症が発生した際に開催されます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、本協議会に対する諮問事項が、多数発生し、それらの審議に際して、委員の皆様には多大なる御協力を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、今月8日より感染症法の位置づけが変更になり五類感染症へ移行され、本協議会で対応する感染症からは一旦外れることになりましたが、行動制限等がなくなり人の移動等が増加することで、感染リスクが高まる恐れもあり、今後も感染状況等に引き続き注意が必要です。</p> <p>そうした中で、これから2年間本協議会が開催されることとなった場合には、今回就任された委員の皆様の御協力をいただきながら円滑に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の方に入りたいと思います。着席で失礼いたします。それでは、続いて第3号議案の審議に入ります。「会長職務代理者の指名について」ですが、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>条例第5条第3項の規定におきまして、会長に事故がある場合に備え「あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。」とされておりまして、ここで会長から御指名をいただきたいと存じます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、規定によりまして、私から会長職務代理者を指名させていただきます。</p> <p>児玉委員を、会長職務代理者に指名いたします。御異議等はございますか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>会長</p> | <p>よろしいでしょうか。それでは、皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて第4号議案「結核診査部会委員の指名について」、事務局から説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>参考資料の5ページに感染症診査協議会条例第8条に部会の設置に関する規定がございます。</p> <p>協議会の所掌事務のうち、結核に係るものを審議するため「仙南・塩釜保健所結核診査部会」、「大崎・栗原保健所結核診査部会」及び「登米・石巻・気仙沼保健</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>所結核診査部会」の三つの部会を設置しております。</p> <p>なお、令和5年度からは、こちらの三部会の合同形式で開催することとしております。</p> <p>また、部会委員につきましては、同条第5項の規定により会長が指名することとされております。今回、任期満了により委員改選が行われましたので、会長から部会委員を御指名いただきたく存じます。</p> <p>それでは、三木会長、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、規定によりまして、私から部会委員を指名させていただきます。皆様に資料2として「案」をお配りしておりますので御覧ください。お手元の名簿のとおり、6名の委員を指名いたします。令和5年度より三部会を合同開催の形式で開催することとなりましたので、委員には三つの部会を兼任していただくこととなります。御異議等はございますか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>会長</p> | <p>よろしいでしょうか。それでは、皆様よろしく願いいたします。</p> <p>次に、報告事項にはいります。疾病・感染症対策課からお願いします。</p> |
| <p>課長</p> | <p>それでは、資料3を使いまして疾病・感染症対策課から御報告を申し上げます。着座にて失礼いたします。</p> <p>「宮城県における感染症発生状況と対策について」ということでまとめさせていただいております。感染症診査協議会につきまして、諮問対象となっておりますのは一類、二類、三類、それから新型インフルエンザ等感染症ということでございますので、その発生状況についてまとめているところでございます。</p> <p>保健所におきましては、感染症発生時に積極的疫学調査、接触者健診等により蔓延防止に努めているところでございます。</p> <p>まず、1 一類感染症でございますが、感染症法が施行されました平成 11 年以降、全国での発生はございません。宮城県内でもございません。</p> <p>2 二類感染症でございます。全国では平成 11 年から平成 25 年の間にジフテリアが 1 件、急性灰白髄炎(ポリオ)が(ワクチン株由来)資料中 2 件となっておりますが、7 件の誤りでございます。修正をお願いいたします。7 件が報告されておまして、それ以降の発生はございません。それ以外の二類感染症としましては、結核が日々多く感染しているということでございまして、その下に、結核の状況をまとめさせていただいております。</p> <p>結核につきましては、県内でも発生しておりまして、新型コロナウイルス感染症を</p> |

除きまして、本県での新規登録患者数、罹患率が最も多い感染症となっております。平成 23 年以降、本県の罹患率は低蔓延化の基準であります 10 を下回りまして、令和 3 年の罹患率も 6.6 ということで、全国平均と比較しても低い値となっております。ただ、新規登録患者数のうち約半数が 80 歳以上の高齢者の方、あるいは 20 代、30 代の方につきましては、外国生まれの患者の方が増加しているということが顕著になっているところでございます。

対策といたしましては、医療機関と保健所が連携した確実な服薬支援を行っているところでございます。また、高齢者や外国で生まれた患者への対応強化ということでリーフレットの作成や事業者向けの研修会を開催しているという状況でございます。

3 三類感染症でございます。三類感染症につきましては、就業制限がかかりますので、本協議会に診査をお願いすることになります。5 つの疾患がございますけれども、特に多いのが腸管出血性大腸菌感染症ということで、表にまとめさせていただいております。

各年の罹患率は、他の感染症について宮城県は、比較的全国より低いのですが、腸管出血性大腸菌感染症については、各年で全国よりも高い値で推移しているという状況でございます。

一般に、O157、O26といったものが多いということで、本県においても、半数以上を占めている状況になっております。

対策といたしまして、国全体で遺伝子検査の強化を行っているということ、それから、食品衛生部門との連携強化、流行時期を意識した注意喚起などを行っているというところでございます。

4 新型インフルエンザ等感染症です。先ほど会長からもお話ありましたが、5 月 8 日をもちまして、新型コロナウイルス感染症が 5 類に位置づけ変更となっておりますので、現在はないわけですが、平成 21 年に一度大流行しておりまして、その後、新型コロナウイルス感染症が大流行したという状況です。後ほど、新型コロナウイルス感染症については、別資料がございますので、改めて御説明いたします。

5 その他の感染症ということで、5 類感染症のうち、いくつかをトピックス的に掲載させていただいております。

梅毒でございますが、全国的に若年層の患者増加が問題とされておりまして、本県においても、令和 3 年度 102 件ということで、届出数・罹患率も増加しているという状況でございます。罹患率は、全国に比べれば宮城県は低いという状況にありますが、今後の動向に注視する必要があるということで、対策として、感染原因及び経路の分析等を行っております。

また、保健所で抗体検査やイベント検査を従来行っておりましたが、コロナが感染拡大してから休止している状況でございまして、今年度再開していきたいと考え

ているところでございます。また、ホームページ等での周知や注意喚起を行っているところでございます。

それから、麻しんでございますが、宮城県は令和元年に発生がございまして、それ以降発生していないという状況で、国内においては、発生が少ない状況ではありましたが、今年度、ゴールデンウィーク前後に、茨城、東京、兵庫等で感染している状況でございまして、国外では、流行しているという状況もありますので、日本においても最近発生事例等も確認されているというところでございます。県内ではないという状況です。ホームページ等で周知や注意喚起等を行っているところでございます。

それから、風しんですが、平成30年に首都圏を中心に大規模な流行が見られておりますが、ここ数年は県内でもまだ発生していないという状況でございます。抗体検査や予防接種の強化、ホームページでの周知や注意喚起を行っているという状況でございます。

それから、新型コロナウイルス感染症の発生状況と5類移行後の取扱いについてということで、別紙の資料で御説明させていただきます。御案内のとおり、ページをめくっていただきまして新型コロナウイルス感染症の発生状況ですが、令和2年の2月に県内第1号の感染者が発生してから5月7日までの間に、約543,000人の方が感染をされたということになっております。令和2年の時は、足し算すると2,000人くらいで、令和3年が14,000人くらい、令和4年に入りまして、オミクロン株に変わりましたから450,000人が感染して、今年度、令和5年に入ってから、5月7日までに77,000人ということで、表を御覧のとおり非常に多くの県民の方が、感染されたという状況でございます。

次ページが、死亡者数となっておりますが、累計で970人が死亡者数ということになっておりまして、感染者数に合わせて、4年以降多くの方が死亡しているという状況でございます。

5類移行後の取扱いについて、次のページにまとめさせていただいておりますが、5月7日をもちまして、新型インフルエンザ等感染症から外れましたので、今現在は5類感染症になっているというところでございます。これまでの特別な医療体制から、通常な医療体制で幅広い医療機関での受診をしていただくという体制に大きく変わってきておりまして、今現在は移行期間ということになっております。

資料については、県民の皆様にお知らせした内容をまとめさせていただいておりますが、外来については、診療・検査医療機関と呼ばれていたものが、外来対応医療機関に変わりました、今現在県内741医療機関に外来対応医療機関として、お願いしておりまして、内8割ぐらいがホームページ等で公表させていただいているところでございます。

治療費につきましては、2類相当から5類に変わったというところでございますの

で、原則として自己負担ということで、入院医療費の一部の負担等の公費支援と新型コロナウイルス治療薬、飲み薬パキロビット等の特別な治療薬のみが公費支援ということで、それ以外原則自己負担というように変わってきております。

その次のページが、県民の方へお知らせしている内容でございます。発熱などがあつた場合には、基本自主検査ということで、症状が軽い方については、自己検査をお願いしております。また、重症化リスクの高い方や症状が重い方については、受診をお願いしております。医療機関にかかっていた後、入院が必要な方については、入院をお願いしております。医療機関同士の調整で、入院をお願いしております。

また、5月8日以降も受診情報センターというものを設けておりまして、県民の皆様にかかりつけ医等でかかれない場合には、県の方で24時間受診できる医療機関の情報などを情報提供させていただいているところでございます。

その次のページが、5類移行後の療養期間ということで、5類に位置付けられましたので、外出を控えるかどうかの御判断は各個人の方、県民の方々の御判断になっております。これまで、外出制限、就業制限、入院勧告等が行われておりまして、本協議会にも多くの診査をお願いしてきたわけでございますが、5月8日以降については、一切そういったものはなくなっているという状況で、個人の方の御判断に基づいて、それぞれの対応をお願いしているというところでございます。

資料としては、引き続き感染対策等をお願いしているというところでございます。もう一つ、資料としてお出ししているのが、感染症発生動向調査情報ということで資料をお配りさせていただいております。昨日5月25日に、県の方で発表している資料の情報となります。5月7日までは、全数把握ということで、すべて把握してまいりましたが、8日以降については、定点把握に変わりました。1週間に1回報告するといった状況になっております。19週の5月8日から14日までのものを5月18日に公表し、翌週の第20週については、昨日5月25日公表させていただいたということでございます。ちょうど真ん中あたりに、新型コロナウイルス感染症というのがございまして、県全体で見ますと、396の患者数で定点1医療機関当たり4.5ということになっております。仙台市については、3.8ということなんです。先週第19週と比較いたしますと、先週は県が、3.18でしたので、プラス1.32で、仙台市も先週は2.61でしたので、プラス1.19ということ、それぞれ伸びているという状況でございます。ゴールデンウィーク後、例年感染拡大してきておりましたが、今現在もそういった状況がみられるのかなという風に見ているところでございます。

まだ、2週分の状況ということもございまして、引き続き動向に注意しながら必要な対応を考えていきたいという風に考えているところでございます。私からは以上でございます。

| | |
|-----|---|
| 会長 | 報告のあった事項について、委員の皆様何か意見や質問などはございますでしょうか。 |
| 各委員 | 【質疑等なし】 |
| 会長 | よろしいでしょうか。それでは、以上といたします。 最後に、「その他」ですが、委員の皆様の方から何かございますか。ないようでしたら、事務局からその他、何か意見や伝達事項はありますか。 |
| 事務局 | 今後、緊急の対応を要するような案件が生じた場合につきましては、三木会長に御相談させていただきながら、適宜迅速に対応させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 以上で議事は終了ですので、進行を事務局にお返しします。円滑な議事進行につきまして、御協力ありがとうございました。 |
| 司会 | 三木会長、ありがとうございました。以上をもちまして宮城県感染症診査協議会を終了いたします。 本日は、どうもありがとうございました。 |